

京都市人権文化推進計画

令和2年度事業計画

京 都 市

目 次

I 重要課題別の取組

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	1
2 子どもを共に育む社会づくり	3
3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	6
4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	9
5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	13
6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	14
7 安心して働き続けられる職場づくり	16
8 感染症患者等の人権尊重	17
9 犯罪被害者等の人権尊重	18
10 刑を終えて更生を目指す人	19
11 ホームレスの人権尊重と自立支援	20
12 高度情報化社会における人権尊重	21
13 L G B T 等の性的少数者の人権尊重	22
14 様々な課題	23
15 複数課題に関連する事業	24

II 教育・啓発，相談・救済の取組

1 教育・啓発	25
2 相談・救済	28

III 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修	29
2 関係機関，関係団体との連携	29
3 進行管理と評価	29

「京都市人権文化推進計画 令和2年度事業計画」について

○ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、それぞれの施策について実施する予定の具体的な事業名を掲載しています。

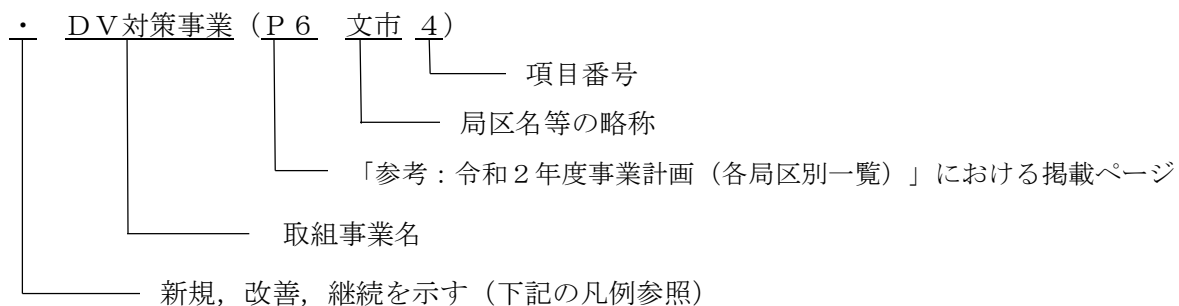
- I 各重要課題の取組（同計画の第2章部分に関する取組）
- II 教育・啓発，相談・救済の取組（同計画の第3章部分に関する取組）
- III 計画の推進に関する取組（同計画の第4章部分に関する取組）

○ 令和2年度事業計画における取組事業数 491事業

（内訳）

新規事業数	11事業
改善等事業数	10事業
継続事業数	470事業

（令和2年度事業計画掲載例）



取組事業の凡例

新規事業……◎，改善等事業……○，継続事業……・

令和2年度事業計画 新規・改善事業一覧

【新規】 11件

- ①ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実（P 4）
- ②農福連携による新京野菜普及促進事業（P 10）
- ③京都らしい農福連携推進事業（P 10）
- ④人権強調月間事業「ミニパラチャレンジウィーク」（仮）（P 12）
- ⑤災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業（P 14）
- ⑥多言語電話通訳サービス活用（P 14）
- ⑦プラスチックに係る外国語版啓発冊子の作成（P 14）
- ⑧第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRES）開催支援（P 18）
- ⑨性の多様性の理解及びLGBT等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト（P 22）
- ⑩当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進（パートナーシップ制度、コミュニティスペースの設置など）（P 22）
- ⑪水道使用水量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス（P 24）

【改善】 10件

- ①心の居場所づくり推進事業（P 4）
- ②親と子のこころのほっとライン（仮称）相談員の養成（P 4）
- ③子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援（P 4）
- ④里親支援事業，養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業（P 5）
- ⑤多言語対応救急活動現場シートの運用（P 14）
- ⑥海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）（P 15）
- ⑦犯罪被害者支援策の推進（支援対策）（P 18）
- ⑧地域再犯防止推進モデル事業（P 19）
- ⑨みんな仲間！上京文化芸術祭（P 26）
- ⑩人権擁護委員による特設人権相談の実施（P 28）

I 各重要課題の取組

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、市民等と共に、各部局連携の下、解決に向けた取組を推進する。

1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 女性の就業率（約7割）は近年著しく上昇しているものの、出産・育児などで就業を中断することなどにより、非正規雇用に就きがちな就業構造があり、また、企業等において管理職等に占める女性の割合も依然として低い状況です。このため、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることが必要です。
- ◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数はここ数年全国的にも高水準で推移しており、引き続き未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援に総合的かつ迅速に取り組むことが必要です。
- ◆ また、重複して発生するDVと児童虐待の関係性に留意し、適切に対応していく必要があります。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、依然として多くの相談事例があり、防止のための事業主の更なる意識改革が必要です。

実施施策

（1）DV対策

DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進するとともに、DV根絶に向けた広報・啓発の実施や京都市DV相談支援センターを京都市のDV対策の中核的施設として、関係機関と連携の下、継続した被害者支援に取り組む。また、若年層に対する啓発や被害者とその子どもの自立に向けた支援に重点を置いた取組を行う。

（令和2年度取組事業）

- ・ DV対策事業（P6 文市4）

（2）女性活躍の推進

経済団体等と行政が連携して、女性活躍の取組を推進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ 女性の活躍推進（P6 文市7）

（3）雇用・意思決定

男女の均等な雇用機会と待遇の確保等を図るため事業者に対する啓発を推進し、自主的な取組の促進に繋げる。

本市の附属機関等における女性委員の登用を促進するとともに、男女があらゆる分野での意思決定に参画できるよう企業等の取組を支援する。また、女性のニーズに応じた職業能力の開発支援や就業支援を推進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ 市の附属機関等における女性委員の登用の推進（P6 文市6）

（4）啓発・広報

男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動を推進するとともに、市民等の自主的な取組を支援する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営（P 6 文市3）
 - ・ 女性の活躍推進（P 6 文市7）【再掲】
- ※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

（5）保育・学校教育

全ての子どもが、男女を問わず個性ある人間として尊重され、その能力を十分発揮できる資質や能力を培う取組や、学校・家庭・地域の連携の下、子どもたちの性に関する意識や実態に即した教育を推進していく。また、性別による固定的な役割分担を反映した慣行などが残されていないか点検・改善を行う。

(令和2年度取組事業)

- ・ 男女の共生を進める保育の推進（P 2 5 はぐくみ2 8）
- ・ 男女平等に関わる課題に関する学習等の推進（P 6 5 教育5）

（6）全般に関わる取組

「女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進（P 6 文市2）
- ・ 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営（P 6 文市3）【再掲】
- ・ 男女共同参画苦情等処理制度（P 6 文市5）

2 子どもを共に育む社会づくり

主な課題

- ◆ 少子化の進行、また、地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくありません。
- ◆ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから、支援体制の強化及び充実を図る必要があります。
- ◆ 小中学校における、不登校やいじめ問題についても、引き続き憂慮すべき現状があります。
- ◆ 社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立の遅れは社会問題となっています。
- ◆ ひとり親家庭では、経済的に厳しい家庭が多いほか、経済状況にかかわらず、子育てと生計の維持を保護者一人で担い、育児・家事の負担等から、子育てに課題を抱えやすい状況にあり、きめ細かな支援が必要です。
- ◆ 貧困家庭等の子ども・若者への支援をはじめ、真に支援を必要とする子ども・若者への取組を進めることで、健やかな学び・育ちを保障していく必要があります。
- ◆ また、暴力行為等の問題行動、わいせつ被害など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え、SNS等への不適切な書き込みや画像送信などのいわゆるネットいじめ、スマートフォン等の危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いています。

実施施策

(1)「京都はぐくみ憲章」の推進

憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、いつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として、憲章を実践する行動の輪が広がっていくよう施策を展開する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の推進（P22 はぐくみ1）
- ・ 広報紙「京都はぐくみ通信／GoGo 土曜塾」の発行（P22 はぐくみ2）
- ・ 京都はぐくみネットワーク（P22 はぐくみ3）

(2) 児童虐待対策の推進

子育て相談、交流の場の提供などによる虐待の未然防止や、虐待を発見した場合の児童相談所への通告の重要性について市民意識の向上に取り組む。また、児童相談所などの対応力強化を図るとともに、関係機関の連携による虐待の早期発見、予防的啓発等に取り組む。

(令和2年度取組事業)

- ・ 子どもはぐくみ室の運営（P23 はぐくみ9）
- ・ 児童虐待防止に係る広報啓発（P24 はぐくみ15）
- ・ 児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する研修の実施（P24 はぐくみ19）
- ・ 「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付（P24 はぐくみ20）
- ・ 児童虐待防止ホームページによる情報提供（P24 はぐくみ21）
- ・ 児童虐待に関する職員の専門性の向上（P24 はぐくみ22）
- ・ 児童相談所の体制強化（P24 はぐくみ23）
- ・ 児童虐待に関する研修の実施（P67 教育16）
- ・ 温もりの電話相談員の養成（P68 教育22）

(3) 不登校、いじめ、問題行動

「京都市いじめの防止等に関する条例」などにに基づき取組を推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などによる、相談・支援体制の充実を図る。また、問題行動や不登校などの課題解決に向け、学校・家庭・地域が連携した取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進 (P 67 教育15)
- 心の居場所づくり推進事業 (P 68 教育17)
- ・ 教育相談総合センターでの教育相談 (P 70 教育36)
- ・ 不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり (P 70 教育37)

(4) 社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援

社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的・継続的な支援を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 子ども・若者総合支援事業の推進 (P 23 はぐくみ8)

(5) ひきこもり

長期化・高齢化により、子ども・若者だけにとどまらない課題となっているひきこもりについて、年齢や施策ごとに分かれているひきこもりの相談窓口を一つにまとめることにより支援の入口を明確化するとともに、多様化・複合化した課題を抱える当事者や家族への年齢を問わない伴走型支援を充実させる。

(令和2年度取組事業)

- ◎ ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実 (P 21 保福91, P 26 はぐくみ37)

(6) 子育て支援ネットワークの充実

子育てを支え合う地域社会の構築を目指し、子どもや子育てに関わるネットワークを強化・発展させていく取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都市はぐくみネットワーク (P 22 はぐくみ3) 【再掲】
- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 23 はぐくみ9) 【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置 (P 23 はぐくみ10)

(7) 子育て家庭への支援

子育てに対する負担感・孤立感を解消するため、支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用に繋げていく取組や、男性の子育てへの参加促進、地域による子育て支援などを推進する。また、ひとり親家庭など固有の課題やニーズに応じたきめ細かな支援を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 子どもはぐくみ室の運営 (P 23 はぐくみ9) 【再掲】
- 親と子のこころのほっとライン(仮称)相談員の養成 (P 23 はぐくみ11)
- ・ 親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施 (P 23 はぐくみ12)
- ・ ひとり親家庭等医療費支給事業 (P 23 はぐくみ13)
- ・ 子ども医療費支給事業 (P 23 はぐくみ14)
- ・ 貧困家庭の子ども・青少年対策の推進 (P 24 はぐくみ16)
- 子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援 (P 24 はぐくみ17)

- 里親支援事業，養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業（P 2 4 はぐくみ 1 8）
 - ・ 地域子育て支援事業の拡充（P 2 5 はぐくみ 3 1）
 - ・ 「こどもみらい館」における事業の推進（P 2 6 はぐくみ 3 6）
 - ・ 温もりの電話相談員の養成（P 6 8 教育 2 2）【再掲】

（８）子育てを支え合える地域社会づくり

社会福祉協議会，民生児童委員，P T Aなど，多くの地域団体が行う子育て支援活動を核として，より広範な地域住民が子育て支援に参画できるよう一層の取組を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 京都是ぐくみネットワーク（P 2 2 はぐくみ 3）【再掲】
- ・ 子どもはぐくみ室の運営（P 2 3 はぐくみ 9）【再掲】
- ・ 地域子育て支援ステーションの設置（P 2 3 はぐくみ 1 0）【再掲】

（９）携帯電話・スマートフォン・インターネット

携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機を含む）の危険性や依存性について携帯電話会社，P T A，家庭との連携のもと，子どもの実態を踏まえた取組を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進（P 6 8 教育 1 8）

（１０）安全教育

学校の安全管理体制を一層充実するとともに，学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進や，交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ ジュニア消防団（P 5 6 消防 6）
- ・ 防火防災紙芝居や「チャレンジ！防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施（P 5 7 消防 1 8）
- ・ 防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発（P 5 7 消防 1 9）
- ・ 防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施（P 5 7 消防 2 0）
- ・ 消防の図画・ポスター・作文の募集を通した幼少年者への防火防災思想の普及啓発（P 5 7 消防 2 1）
- ・ ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載（P 5 7 消防 2 2）
- ・ 年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施（P 5 8 消防 3 0）
- ・ 救命入門コース（P 6 0 消防 4 7）
- ・ 普通救命講習Ⅲ（P 6 0 消防 4 8）
- ・ 幼年消防クラブ（P 6 0 消防 4 9）
- ・ 未就学児とその保護者に対する防火等の指導（P 6 0 消防 5 0）
- ・ 地下鉄全駅に「こども 1 1 0 番の駅」の設置（P 6 2 交通 1 4）

3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり

主な課題

- ◆ いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。
- ◆ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努める必要があります。

実施施策

（１）虐待

区役所・支所，地域包括支援センター等の関係者が一体となった地域の高齢者への権利侵害の早期発見・対応の取組の推進や，緊急時の一時避難場所の確保，施設・事業所における虐待防止の徹底や啓発に取り組む。

（令和2年度取組事業）

- ・ 京都市高齢者虐待シェルター確保事業（P 2 0 保福 7 2）
- ・ 高齢者虐待防止事業（P 2 0 保福 7 4）

（２）権利擁護

成年後見制度を必要とする方の発見から利用まで一貫した支援の実施や，市民後見人の養成による後見人の確保と制度の一層の利用を促進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ 高齢者・障害者権利擁護推進事業（P 1 6 保福 3 7）
- ・ 京都市成年後見支援センターの設置・運営（P 2 0 保福 7 6）
- ・ 市民後見人の養成（P 2 0 保福 7 8）

（３）認知症施策

認知症に関する知識や正しい理解の普及や，認知症高齢者やその家族が地域社会から孤立しないための啓発活動の推進，専門的な相談の機会充実や認知症の予防，早期発見，早期相談，早期診断に向けた体制の構築などの取組を推進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ ～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業（P 1 9 保福 6 3）
- ・ 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業（P 1 9 保福 6 4）

（４）介護サービス

介護が必要になっても，住み慣れた地域で生活が続けられるよう居宅系サービスや地域に根差した小規模施設の整備を促進する。また，特別養護老人ホーム入居者のその人らしい生活の尊重と継続を図るための個室・ユニットケアを推進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ 介護サービスの提供（P 2 1 保福 8 3）

(5) 見守り

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりを推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 地域における見守り活動促進事業 (P 13 保福1)
- ・ 老人福祉員設置事業 (P 20 保福70)
- ・ 一人暮らし高齢者全戸訪問事業 (P 20 保福71)

(6) 消費者被害の防止

被害予防の周知や、被害のあった方を適切に相談窓口等につなぐために、各地域での福祉、消費者行政、その他関係機関で相互に情報交換や連携を図るためのネットワークづくりを推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 見守りネットワークの構築 (P 10 文市39)

(7) 社会参加

ライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、高齢者の経験・技能などを社会の様々な分野にいかす担い手づくりの取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ シルバー人材センターへの助成 (P 19 保福65)
- ・ 老人クラブへの活動費補助 (P 19 保福66)
- ・ 老人福祉センターの運営 (P 20 保福80)

(8) 世代を超えて支え合う意識の共有

多世代が交流できる身近な場の提供や、高齢者の人権について市民ひとりひとりが自ら考える機会の提供等による意識啓発を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 市民すこやかフェアの開催 (P 19 保福68)
- ・ 老人の日記念行事を通じた取組 (P 21 保福81)

(9) 学校教育

職場体験活動における高齢者福祉施設への訪問等による高齢者との交流の促進や伝統文化、福祉をテーマにした学習を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 高齢者との交流等の推進 (P 66 教育9)

(10) 全般に関わる取組

「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」を進めるために、次の取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ ごみ収集福祉サービス (まごころ収集) の実施 (P 2 環境6)
- ・ 老人スポーツの普及事業 (P 19 保福67)
- ・ ねんりんピックへの選手派遣 (P 19 保福69)
- ・ 老人医療費支給事業 (P 20 保福75)
- ・ 京都市居住支援協議会 (P 20 保福77, P 27 都計1)
- ・ 敬老乗車証の交付 (P 20 保福79)
- ・ 京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導 (P 56 消防3)

- 地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築（P 5 7 消防 1 6）
- 安心アドバイザー研修の実施（P 5 7 消防 1 7）
- 福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の活用（P 5 9 消防 3 5）

4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり

主な課題

- ◆ 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴う様々な支援のニーズに合った対応が求められるとともに、障害のある人が地域で自立した生活を営み、社会の様々な分野の活動に参加できるよう、権利擁護を推進していく必要があります。
- ◆ 障害に関する知識や理解の不足、意識の偏り等を起因として差別的な対応の事例が見受けられます。障害や障害のある人に対する理解や啓発の更なる充実とともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）の考え方の浸透が求められています。
- ◆ 道路や建築物等のバリアフリー化を進めてきましたが、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に資するよう、更なる取組の推進が求められます。
- ◆ 障害者権利条約の締結や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害の「社会モデル」の考え方の下、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組を社会全体で推進していく必要があります。

実施施策

（１）障害者虐待の防止

虐待があった場合の被虐待者への支援や事業者等への指導を行う。また、虐待防止に係る周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業者等で構成する専門部会などで具体的な事例検討を行う。

（令和２年度取組事業）

- ・ 障害者虐待防止対策事業（Ｐ１４ 保福１０）

（２）障害のある人の権利擁護の促進

権利擁護を推進するためのネットワークを構築するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進する。

（令和２年度取組事業）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進（Ｐ１３ 保福５）
- ・ 高齢者・障害者権利擁護推進事業（Ｐ１６ 保福３７）【再掲】

（３）精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり

精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発や、精神障害のある人の地域生活を支えるための支援の充実を図る。また、長期入院者への退院に向けた支援や、精神科病院への実地指導の実施により、人権に配慮した適正な精神科医療の確保を図る。

（令和２年度取組事業）

- ・ 精神科救急医療システム（Ｐ１５ 保福２３）
- ・ こころのふれあい交流サロンの運営（Ｐ１６ 保福２９）
- ・ 京都市精神保健福祉審議会（Ｐ１６ 保福３１）
- ・ 精神科病院実地指導（Ｐ１６ 保福３２）
- ・ 講演会及びシンポジウムの開催（Ｐ１７ 保福４２）
- ・ 精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供（Ｐ１７ 保福４３）
- ・ 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援（Ｐ１７ 保福４４）
- ・ 精神障害者法律相談（Ｐ１７ 保福４５）
- ・ 精神保健福祉相談事業（Ｐ１７ 保福４６，各区）

- ・ 精神障害者訪問指導事業（P 1 7 保福 4 7，各区）
- ・ 精神障害者地域生活安定化支援事業（P 1 7 保福 4 8，各区）
- ・ こころのふれあいネットワークの構築（P 1 7 保福 4 9，各区）
- ・ こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加（P 1 8 保福 5 0，各区）
- ・ 機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行（P 1 8 保福 5 1）
- ・ 精神保健福祉相談員及び関係職員の研修（P 1 8 保福 5 2）
- ・ こころのふれあいネットワークによる学習会の実施（P 1 8 保福 5 3，各区）
- ・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画（P 1 8 保福 5 5，各区）

（４）障害のある人の就労支援

企業，行政等の連携により，障害のある人が働き続けることができるような就労支援を推進するとともに，企業における障害者の積極的な雇用や，共に働くことができる環境づくりを促進するための啓発を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 伝福連携担い手育成支援事業（P 1 2 産観 1 0）
- ◎ 農福連携による新京野菜普及促進事業（P 1 2 産観 1 1）
- ・ 障害者の就労支援対策（P 1 4 保福 9）
- ・ 京都市障害者雇用促進啓発事業（P 1 5 保福 2 2）
- ・ 統合失調症及びうつ病等の市民のための就労支援講座（P 1 8 保福 5 6）
- ◎ 京都らしい農福連携推進事業（P 1 8 保福 5 7）
- ・ 障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施（P 5 5 人事委 1）
- ・ 障害のある生徒の就労支援（P 6 7 教育 1 2）

（５）発達障害のある人及びその家族への支援の充実

子どもへの早期の発達支援に役立つペアレント・トレーニングの理論的背景を理解し，その技法を保護者に紹介できる人材を育成することで，地域における発達支援体制の強化を図る。

地域で安定した生活を送ることができるよう，発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援，就労支援，発達支援，普及啓発・研修を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 子育てサポートプログラム普及推進事業（P 2 5 はぐくみ 2 4）
- ・ 発達障害者支援センター「かがやき」の運営（P 1 6 保福 3 8）

（６）相談支援

地域での相談強化のために，地域の相談支援体制の充実と質的向上を図る。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 京都市障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者 24 時間相談体制等構築事業）（P 1 3 保福 6）
- ・ 障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実（P 1 4 保福 1 3）
- ・ 知的障害者専門相談事業（P 1 4 保福 1 4）
- ・ 障害者相談員設置事業（P 1 4 保福 1 5）
- ・ 障害者地域生活支援センター運営事業，基幹相談支援センター運営事業（P 1 6 保福 3 0）

（７）ユニバーサルデザイン・まちづくり

京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき，建築や公共交通機関，道路等のバリアフリー化，全ての人々が社会で活動しやすい環境づくりや支え合うことのできる「こころのユニバーサルデザイン」を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修（P 1 各局区等 5，P 3 行財 2）

- ・ユニバーサルデザインに対応した観光トイレの充実（P 2 環境 5）
- ・みやこユニバーサルデザインの推進（P 1 3 保福 3）
- ・いきいきハウジングリフォーム事業（P 1 5 保福 2 1）
- ・バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進（P 2 7 都計 2）
- ・交通バリアフリーの推進（P 2 7 都計 3）
- ・「人にやさしいみちづくり」の推進（P 2 8 建設 1）
- ・バリアフリーに適応した公園整備の推進（P 2 8 建設 2）
- ・ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導（P 5 6 消防 1 1）
- ・ノンステップバスの充実（P 6 2 交通 1 5）
- ・地下鉄駅施設の整備（P 6 2 交通 1 7）

（８）社会参加・交流促進

地域の人々との触れ合いやボランティア活動による支援が広がるような取組を推進するとともに、障害のある人がスポーツを楽しめる場の提供や障害者スポーツの裾野を広げる取組を推進する。

また、京都市手話言語条例の施行を契機として、手話への理解の促進や普及啓発をより積極的に行うとともに、手話通訳者などの派遣や養成等により一層取り組んでいく。

（令和２年度取組事業）

- ・ほほえみ交流活動支援事業（P 1 3 保福 4）
- ・ほほえみ広場の開催（P 1 4 保福 1 1）
- ・点訳、音訳、手話、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発（P 1 4 保福 1 2）
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等の派遣（P 1 5 保福 1 6）
- ・聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実（P 1 5 保福 1 7）
- ・身体障害者障害別体育大会の開催（P 1 5 保福 1 8）
- ・知的障害者スポーツ大会の開催（P 1 5 保福 1 9）
- ・天皇盃全国車いす駅伝競走大会の開催（P 1 5 保福 2 0）
- ・自動車運転免許取得助成（P 1 5 保福 2 4）
- ・自動車改造費助成（P 1 5 保福 2 5）
- ・重度障害者タクシー料金助成（P 1 5 保福 2 6）
- ・障害者情報バリアフリー化支援事業（P 1 5 保福 2 7）
- ・市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業（P 1 5 保福 2 8）
- ・精神障害者バレーボール京都市大会の開催（P 1 8 保福 5 4）
- ・本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化（P 5 2 市会 1）
- ・インターネット議会中継における手話通訳の実施（P 5 2 市会 7）
- ・障害のある市民の生涯学習事業（P 6 7 教育 1 4）

（９）啓発

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及や、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動を推進する。

（令和２年度取組事業）

- ・心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集（P 1 3 保福 7）
- ・補助犬啓発事業（P 1 4 保福 8）
- ・特別支援教育の理解促進（P 6 7 教育 1 3）

※ この他、「Ⅱ １教育・啓発 （２）人権啓発」の中でも実施していく。

（10）保育・学校教育

インクルーシブ教育の理念のもと、きめ細かい就学相談や支援体制を構築すると

ともに、総合育成支援教育の情報提供や啓発を実施する。また、総合支援学校高等部では、働くための知識や技術の取得や、意欲向上につながる取組の充実を図る。

(令和2年度取組事業)

- ・ 障害のある児童の保育の充実（P 2 5 はぐくみ 2 6）
- ・ 総合育成支援教育の推進（P 6 7 教育 1 1）
- ・ 障害のある生徒の就労支援（P 6 7 教育 1 2）【再掲】
- ・ 特別支援教育の理解促進（P 6 7 教育 1 3）【再掲】

(11) 共生社会の実現に向けたネットワークの充実

障害当事者、その家族、学識経験者等で構成される審議会等において意見聴取しながら取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都市障害者施策推進審議会（P 1 6 保福 3 3）

(12) 全般に関わる取組

「障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」を進めるために、次の取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ テレビ広報の一部への字幕挿入（P 4 総企 1）
- ・ 市民しんぶん視覚障害者版（P 4 総企 3）
- ・ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版（P 4 総企 6）
- ・ 重度心身障害者医療費支給事業（P 1 6 保福 3 5）
- ・ 京都難病相談・支援センター事業（P 1 6 保福 3 6）
- ・ 地域リハビリテーション推進事業（P 1 7 保福 3 9）
- ・ 高次脳機能障害者支援センター（P 1 7 保福 4 0）
- ・ 重度障害老人健康管理費支給事業（P 1 8 保福 5 9）
- ・ 東山アールスペース（P 2 2 はぐくみ 4）
- ・ 表現活動へのお誘い～からだではなそう～（P 2 2 はぐくみ 7）
- ◎ 人権強調月間事業「ミニパラチャレンジウィーク」(仮)（P 3 3 左京 1 4）
- ・ 点字請願、陳情の受付（P 5 2 市会 3）
- ・ 市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行（P 5 2 市会 4）
- ・ NET 119 緊急通報システムの実施（P 5 8 消防 2 3）
- ・ 消防ファクシミリの運用（P 5 8 消防 2 5）
- ・ 筆談具の設置（P 5 8 消防 2 8）
- ・ 水道使用水量のお知らせ票等の点字サービス（P 6 4 上下水 1 4）

5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組

主な課題

- ◆ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、速やかに改革・見直しを行い、取組を進めてきました。引き続き、早期完了に向けた取組を着実に進めていく必要があります。
- ◆ インターネット上への悪質な書込みや身元調査等による戸籍等の不正取得を防止するために適正な対応をする必要があります。
- ◆ 「人権に関する市民意識調査（平成30（2018）年11月実施）」の結果では、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、旧同和地区やその出身の方を「気にする」という回答が依然として2割を超えていることから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

実施施策

（1）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努める。

（令和2年度取組事業）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P 6 文市9）

（2）携帯電話・スマートフォン・インターネット

インターネット上の人権侵害に係る書込みについて、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。

（令和2年度取組事業）

- ・ 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請（P 10 文市42）

（3）啓発

関係機関との連携を図りながら、市民及び企業・団体等への啓発を推進する。また、企業等における公正な採用選考を促進するための啓発を推進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P 9 文市33）
※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

（4）教育

保護者との連携のもと、主体的な生きる力をつける保育・教育を推進する。また、全ての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育の取組の充実や人権問題解決への実践的態度の育成を図る。

（令和2年度取組事業）

- ・ 同和問題に関わる課題に関する学習等の推進（P 65 教育6）

（5）全般に関わる取組

「ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」を進めるために、次の取組を推進する。

（令和2年度取組事業）

- ・ 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革（P 7 文市12）

6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重

主な課題

- ◆ 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的な事象が見受けられます。
- ◆ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきています。

実施施策

（１）コミュニケーション支援

多言語化等によるきめ細やかで確実な情報提供と相談事業の充実や日本語及び日本社会に関する学習の支援を推進する。

（令和２年度取組事業）

- ◎ 災害時における外国籍市民等の防災体制整備事業（Ｐ４ 総企７）
 - ・ 医療通訳派遣事業（Ｐ５ 総企１０）
 - ・ 外国籍市民総合相談窓口の運営（Ｐ５ 総企１７）
 - ・ 多言語情報発信サポート事業（Ｐ５ 総企２１）
 - ・ 地域でつながる日本語教室事業（Ｐ５ 総企２２）
 - ・ 外国籍市民との交流事業の推進（Ｐ２２ はぐくみ５）
 - ・ リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成（Ｐ５２ 市会６）
 - ・ 多文化理解に関する研修の実施（Ｐ５８ 消防４４）
 - ・ 外国人のお客様に対するサービス向上（Ｐ６４ 上下水１２）
- ◎ 多言語電話通訳サービスの活用（Ｐ６４ 上下水１３）

（２）生活支援

児童・生徒や保護者に対する教育・子育て支援の充実、高齢者や障害のある方への福祉、保健、医療の充実、防災対策・危機管理の充実に向けた確実な情報提供などを推進していく。また、受入環境の整備等、留学生に対する支援の充実を図る。

（令和２年度取組事業）

- ◎ プラスチックに係る外国語版啓発冊子の作成（Ｐ２ 環境４）
 - ・ 医療通訳派遣事業（Ｐ５ 総企１０）【再掲】
 - ・ 外国人のための住宅支援事業（国際交流協会）（Ｐ５ 総企１４）
 - ・ 外国人留学生対象合同企業説明会 JOB FAIR 京都（国際協力協会）（Ｐ５ 総企１５）
 - ・ インターネットによる情報発信事業（国際交流協会）（Ｐ５ 総企１６）
 - ・ 外国籍市民総合相談窓口の運営（Ｐ５ 総企１７）【再掲】
 - ・ 「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布（Ｐ１８ 保福６０）
 - ・ 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業（Ｐ２０ 保福７３）
 - ・ 保育所に関する外国語パンフレット等の HP への掲載（Ｐ２６ はぐくみ３４）
 - ・ 「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布（Ｐ２７ 都計４）
 - ・ 外国人居住者等に対する本市の防火体制の周知強化（Ｐ５６ 消防１０）
 - ・ ４箇国語版 防火防災パンフレットの配付（Ｐ５８ 消防２６）
 - ・ ４箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載（Ｐ５８ 消防２７）
 - ・ 「１１９番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施（Ｐ５８ 消防３１）
- 多言語対応救急活動現場シートの運用（Ｐ５８ 消防３２）
 - ・ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用（Ｐ５９ 消防３４）
 - ・ 安心救急ステーション事業における外国人対応（Ｐ６０ 消防４６）

(3) 多文化共生の地域づくり

外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流などの社会参画の促進を図る。また、「ヘイトスピーチ」等については、関係機関等とも連携して適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりを推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ k o k o k a オープンデイ (国際交流協会) (P 5 総企 1 1)
- ・ ボランティア活動育成事業 (国際交流協会) (P 5 総企 1 8)
- ・ ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応 (P 5 総企 1 9)
- ・ 地域・多文化交流ネットワーク促進事業 (P 5 総企 2 0)
- ・ 地域でつながる日本語教室事業 (P 5 総企 2 2) 【再掲】

(4) 保育・学校教育

子ども同士が互いの文化の違いを認め、尊重し合える保育を推進する。また、多様な文化的背景をもつ児童・生徒の民族的・文化的アイデンティティを大切にする取組や多文化共生の意識を高めることができる取組などを推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 社会見学受け入れ事業 (国際交流協会) (P 4 総企 8)
- ・ 国際理解プログラム「PICNIK」 (国際交流協会) (P 5 総企 1 2)
- ・ 世界の絵本展 (国際交流協会) (P 5 総企 1 3)
- ・ 異文化を持つ人との共生を進める保育の推進 (P 2 5 はぐくみ 2 9)
- ・ 留学生による学校活動支援事業 (P 6 5 教育 2)
- ・ 外国人・外国籍市民等に関わる課題に関する学習等の推進 (P 6 6 教育 7)
- ・ 帰国・外国人児童生徒等に対する支援 (P 6 6 教育 8)

(5) 観光客の受入

外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、多言語でのきめ細やかな情報発信を推進する。また、観光事業者等を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- 海外観光宣伝 (「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信) (P 1 1 産観 5)
- ・ 観光案内標識の整備 (P 1 1 産観 6)
- ・ ユニバーサルツーリズムの推進 (P 1 1 産観 7)
- ・ ムスリム観光客の受入環境整備 (P 1 1 産観 8)
- ・ 観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進 (P 1 1 産観 9)
- ・ 多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災講習会の開催 (P 5 6 消防 9)

(6) 全般に関わる取組

「多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」を進めるために、次の取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都市多文化施策審議会の開催 (P 4 総企 9)

7 安心して働き続けられる職場づくり

主な課題

- ◆ やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進していくためには、企業における環境整備の支援が必要です。
- ◆ 職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせが顕在化してきています。また、最近では、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせであるマタニティ・ハラスメントも問題となっています。さらに、働く男性が育児を理由に休業等を希望した場合に職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせであるパタニティ・ハラスメントも問題となっています。
- ◆ 低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者をはじめとする働く人の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。
- ◆ 生産年齢人口の減少やテクノロジーの進化、人生100年時代の到来を背景として、「長時間労働」の是正や「正規雇用と非正規雇用の待遇差」の是正が課題となっています。

実施施策

(1) 真のワーク・ライフ・バランスの促進

I T等を利用した啓発の強化及び市民意識の向上を図るとともに、企業等や市民の実践促進につながるよう、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて取組を進める企業の先進事例等の「見える化」を進める。

(令和2年度取組事業)

- ・ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進（P 6 文市1）

(2) 啓発・広報

パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図る。

(令和2年度取組事業)

- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P 9 文市33）
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（P 9 文市34）
- ・ インターネットを活用した情報の発信（P 11 産観1）
- ・ 講座の開催（P 11 産観2）
- ・ 人権啓発サポート制度（P 7 文市16, P 11 産観3）
- ・ 京都ブラックバイト対策協議会における取組（P 11 産観4）

※ この他、「Ⅱ 1教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(3) 地域企業における働き方改革の推進

地域企業が自ら働き方改革の取組状況を自己診断し、その結果を魅力としてウェブサイトで発信する取組を推進する。

8 感染症患者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中高年については今後、各自の職場や地域生活の場で正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
- ◆ HIV感染者に限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

実施施策

(1) 相談・検査体制

プライバシーに配慮した感染症患者等の相談体制の充実や、利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査体制の充実を図る。

(令和2年度取組事業)

- ・ HIV検査普及週間における啓発体制の確立 (P 2 1 保福 8 5)
- ・ エイズ相談・カウンセリング体制の確立 (P 2 1 保福 8 7)
- ・ 「HIV検査」の実施 (P 2 1 保福 8 9)

(2) 人材育成

人権やセクシュアリティの多様性を理解した上で支援することができるような幅広い研修を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ エイズ専門講師による担当職員研修会 (P 2 1 保福 9 0)

(3) 啓発

感染症について正しく理解するための啓発活動を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ AIDS文化フォーラム in 京都 (P 2 1 保福 8 4)
- ・ 世界エイズデー街頭啓発事業 (P 2 1 保福 8 6)
- ・ エイズ啓発パンフレット作成・配布 (P 2 1 保福 8 8)
- ・ セクシュアルヘルス事業 (P 2 2 はぐくみ 6)

※ この他、「II 1 教育・啓発 (2) 人権啓発」の中でも実施していく。

(4) 教育

学校・職場等において感染症に関する正しい知識の伝達，感染経路や予防方法などの指導を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 学校における性に関する指導・エイズ教育の推進 (P 6 8 教育 2 0)

9 犯罪被害者等の人権尊重

主な課題

- ◆ 犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等による経済的困窮や、転居を余儀なくされ、十分な支援や賠償が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。
- ◆ また、犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体などへの直接的な被害だけでなく、犯罪被害後も、心身の不調や苦痛、捜査・報道・裁判等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっています。

実施施策

(1) 支援対策

京都市犯罪被害者総合相談窓口において、相談や必要な情報の提供、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行う。

(令和2年度取組事業)

- 犯罪被害者支援策の推進（支援対策）（P 6 文市10）

(2) 啓発・教育

犯罪被害者等が置かれている状況や支援について、市民や事業者が理解を深めるために広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）（P 7 文市11）
- ◎ 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRES）開催支援（P 12 産観12）
- ※ この他、「Ⅱ 1教育・啓発 （2）人権啓発」の中でも実施していく。

10 刑を終えて更生を目指す人

主な課題

- ◆ 刑を終えて更生を目指す人が社会復帰を果たすためには、本人の強い更生意欲と合わせて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、依然として一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、住居の確保の困難や就労に際しての困難を伴うなど社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実があります。
- ◆ 刑法犯の認知件数は年々減少していますが、再犯者の割合は一貫して上昇し続けているため、再犯をいかに防止するかが課題となっています。しかし、再犯防止に関する取組は、市民や地域社会にとって身近でなく、関心と理解が十分に深まっていないという課題があります。

実施施策

(1) 再犯防止対策

就労・住居の確保に向けた支援や、保健医療・福祉サービスの利用促進、市民や地域社会の関心と理解を深めるための広報・啓発等の取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- 地域再犯防止推進モデル事業（P 13 保福2）
- ◎ 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）開催支援（P 12 産観12）【再掲】

1 1 ホームレスの人権尊重と自立支援

主な課題

- ◆ 様々な支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約8割減少していますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっています。
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じています。
- ◆ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権に関わる重大な問題が発生しています。

実施施策

(1) 勤労

就労による自立を支援するため、京都市自立支援センターを運営し、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供や公共職業安定所と連携した就労支援を実施する。

(令和2年度取組事業)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P 1 8 保福 5 8)

(2) 社会参加

「京都市ホームレス居宅定着支援事業」を実施し、ホームレスが居宅生活に移行した後、地域社会の中で安定した生活を送ることができるよう集中的な定着支援を実施する。

(令和2年度取組事業)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P 1 8 保福 5 8) 【再掲】

(3) 相談

ホームレスが生活する場所を訪問し、自立に向けた相談・支援を行うとともに、多重債務等の自立に向けた阻害要因を抱えるホームレスに対して、弁護士による相談の機会を提供する。

(令和2年度取組事業)

- ・ ホームレスの自立の支援等 (P 1 8 保福 5 8) 【再掲】

1 2 高度情報化社会における人権尊重

主な課題

- ◆ 現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっています。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報の漏えいや、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。
- ◆ また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きています。
- ◆ インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等において、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報等が一方的に掲載される事例が頻発しています。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難となっています。

実施施策

（１）携帯電話・スマートフォン・インターネット

携帯電話・インターネットの危険性や依存性について携帯電話会社、PTA、家庭との連携のもと、子どもの実態を踏まえた取組を推進する。また、インターネット上の人権侵害に係る書込みについて、関係機関と連携しながら適切な対応を行う。

（令和２年度取組事業）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P10 文市41）
- ・ 携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進（P66 教育18）【再掲】
- ・ 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請（P10 文市42）【再掲】

（２）啓発・広報

市民ひとりひとりがインターネットの利点と危険性を踏まえ、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進するとともに、インターネット上で人権侵害があった場合の対処方法や相談窓口の周知を行う。

（令和２年度取組事業）

- ・ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発（P10 文市41）【再掲】
- ※ この他、「Ⅱ 1 教育・啓発 （２）人権啓発」の中でも実施していく。

（３）教育

子どもの間で生じている、スマートフォンやインターネット利用に起因する問題を予防・解決するため、子どもたちが主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、さらに保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラムを実施する。

（４）第三者による住民票の写し等の不正取得の防止

住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正取得の防止や第三者等に交付された事実を知る権利の保障のため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努める。

（令和２年度取組事業）

- ・ 事前登録型本人通知制度の運用（P6 文市9）【再掲】

1 3 L G B T等の性的少数者の人権尊重

主な課題

- ◆ 性の在り方には「身体の性」以外にも、「性自認」、「性的指向」、「性表現」などの構成要素があり、これらの組合せは多様で、一人一人異なりますが、L G B T等の性的少数者（以下「性的少数者」という。）の方は、周囲の不用意な言動に傷つき、不安を抱いている方も多く、また、行政手続や学校、企業等での生活においても困難に遭遇することがあります。
- ◆ 性の多様性については、近年、社会の関心も高まってきているものの、性的少数者の人権課題に関する社会の理解はまだ十分に進んでいないため、性の多様性や性的少数者に関する正しい知識を普及し、社会参加を促進する必要があります。

実施施策

（１）理解促進・支援

性の多様性や性的少数者について理解を深めるため、市民・企業への啓発活動を推進する。また、意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策を検討・推進する。

（令和２年度取組事業）

- ◎ 性の多様性の理解及びL G B T等の性的少数者の社会参加の促進プロジェクト（P 9 文市3 6）
- ◎ 当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進（パートナーシップ制度、コミュニティスペースの設置など）（P 1 0 文市3 7）
- ・ L G B T等の性的少数者に係る取組の推進（P 1 0 文市3 8）

1 4 様々な課題

主な課題

- ◆ これまでに掲げた重要課題の他にも，社会情勢の変化等に伴い，様々な課題が見受けられるようになってきており，新たな動きにも目を向けていく必要があります。

実施施策

様々な人権課題について正しく理解され，その速やかな解決が図られるよう，今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに，当事者の状況も踏まえながら，社会全体で支え，共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組む。

15 複数課題に関連する事業

複数の重要課題に関連する事業として、次の取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布（P2 環境2）[多文化／障害者など]
- ・ 有料指定袋制の実施に伴う福祉施策（P2 環境3）[高齢者／障害者など]
- ・ インターネットによる情報の発信（P4 総企4）[多文化／障害者]
- ・ 市民活動総合センターの管理・運営（P6 文市8）[全般]
- ・ 京都市地域自殺対策推進センター運営事業（P16 保福34）[全般]
- ・ くらしとこころの総合相談会（P17 保福41）[全般]
- ・ 福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行（P19 保福61）[高齢者／障害者など]
- ・ ボランティアに関する各種講座の開催（P19 保福62）[高齢者／障害者など]
- ・ 介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布（P21 保福82）[多文化／障害者]
- ・ 区民ふれあい事業（各区・支所）[全般]
- ・ インターネットによる情報発信（P52 市会5）[全般]
- ・ 投票しやすい環境の整備（P53 選管1）[高齢者／障害者]
- ・ 市民防災センターにおける防災体験（P56 消防5）[子ども／高齢者など]
- ・ 防火安全指導の実施（P57 消防12）[高齢者／障害者など]
- ・ 熱中症対策指導の実施（P57 消防13）[高齢者など]
- ・ 防火防災教育訓練の実施（P57 消防14）[女性／子ども／障害者など]
- ・ 防災行動マニュアル策定の運用支援（P57 消防15）[全般]
- ・ 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業（P58 消防24）[高齢者／障害者]
- ・ 住宅用火災警報器取付支援等の実施（P58 消防29）[高齢者／障害者]
- ・ 救急活動記録書の遺族への提供（P59 消防33）[全般]
- ・ ホームページ上へのAEDマップの公開（P59 消防45）[全般]
- ・ 「交通サポートマネージャー」の養成（P61 交通10）
- ・ 市バスにおける多言語などによる案内（P62 交通13）[多文化／障害者]
- ・ 地下鉄における多言語などによる案内（P62 交通16）[多文化／障害者]
- ・ コミュニケーションボードの設置（P63 上下水8）[多文化／障害者]
- ・ 聴覚障害者への窓口対応支援事業（P63 上下水9）[高齢者／障害者]
- ◎ 水道使用水量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス（P63 上下水10）[高齢者／障害者]
- ・ 地域読み書き教室支援事業（P65 教育3）[全般]
- ・ 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業（P70 教育35）[高齢者／障害者]

Ⅱ 教育・啓発，相談・救済の取組

「教育・啓発」，「相談・救済」の分類に基づく人権施策については，「Ⅰ 各重要課題の取組」を縦軸とするなら，それぞれに共通する横軸の取組に当たるものであり，両者の総合的な取組により，人権文化の構築を目指す。

1 教育・啓発

主な課題

- ◆ 市民意識調査の結果から，広く，市民に関心を持ってもらえるような取組や人権に関する情報に接する機会が少ない若い世代への取組の必要性，企業が人権尊重の視点を大切にし，その社会的責任を果たすことが求められていることがうかがえます。また，人権意識が醸成されてきている人権課題がある一方，新たに出てきた課題や概念については，定着していないことも明らかになりました。これらのことを踏まえ，対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

実施施策

(1) 人権教育

ア 家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ，大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 広報紙「京都はぐくみ通信／GoGo 土曜塾」(P 2 2 はぐくみ 2)【再掲】
- ・ 京都はぐくみネットワーク (P 2 2 はぐくみ 3)【再掲】
- ・ 子育て学習会・子育て講演会の開催 (P 2 5 はぐくみ 3 2)
- ・ 保護者会活動の支援 (P 2 5 はぐくみ 3 3)
- ・ 各学校・幼稚園における保護者対象の学習会，懇談会等人権学習会の開催 (P 6 8 教育 2 3)

イ 学校等における人権教育

(ア) 幼稚園・保育園(所)・認定こども園

生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として，「子どもの権利条約」を踏まえ，相手を尊重する気持ちなど，道徳性の芽生えを培う。

(令和2年度取組事業)

- ・ 「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践 (P 2 5 はぐくみ 2 5)
- ・ 幅広い地域からの利用と交流 (P 2 5 はぐくみ 2 7)
- ・ 地域の保護者・児童の自立の支援等 (P 2 5 はぐくみ 3 0)

(イ) 学校

人権の大切さを理解し，人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成，すなわち「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 「〈〈学校における〉〉人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進 (P 6 5 教育 4)
- ・ 健康教育の推進 (P 6 8 教育 1 9)

ウ 社会教育

人権問題に関するPTA活動や地域女性団体活動の支援等を通じて、人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民ひとりひとりの身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図っていく。

(令和2年度取組事業)

- ・ 生涯学習アドバイザー制度 (P 6 8 教育 2 1)
- ・ 京都市PTAフェスティバル (P 6 9 教育 2 4)
- ・ 人権月間におけるPTA街頭啓発活動 (P 6 9 教育 2 5)
- ・ 「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の開催 (P 6 9 教育 2 7)
- ・ 「学びのフォーラム山科」の開催 (P 6 9 教育 2 9)
- ・ 人権問題関連図書の展示と貸出し (P 6 9 教育 3 0)

(2) 人権啓発

ア 市民への啓発等

より多くの市民に人権への関心を持ってもらえるよう「広報」に重点的に取り組んだうえで、市民の関心・理解の高まりに応じて、市民との協働による「学習機会の提供」や市民の「自主的な取組の支援」に取り組んでいく。また、ICTの積極的な活用などにより若年層への情報発信や「学生のまち京都」の特性を踏まえた取組を推進する。

(令和2年度取組事業)

【広報】

- ・ 刊行物等への啓発標語の掲載 (P 1 各局区等 1, P 5 6 消防局 1, P 6 2 交通局 1 2)
- ・ 公用車による啓発 (巡回啓発, ステッカー掲示) (P 1 各局区等 2)
- ・ 人権啓発看板, 啓発のぼり旗等の掲出 (P 1 各局区等 3, P 5 6 消防局 4, P 6 1 交通 2, P 6 3 上下水 4)
- ・ 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開 (P 4 総企 2)
- ・ 広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開 (憲法月間・人権月間等における啓発活動) (P 4 総企 5)
- ・ 「人権ゆかりの地」の発信 (P 7 文市 1 3)
- ・ SNSを活用した情報の発信 (P 7 文市 1 4)
- ・ 人権啓発パネル展の開催 (P 8 文市 2 6)
- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 (P 9 文市 2 8)
- ・ 人権月間ポスターの掲示 (P 9 文市 2 9)
- ・ 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載, 憲法月間街頭啓発, 区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発, 人権啓発作品展など (各区・支所)
- ・ 啓発ポスターの作成及び掲出 (P 6 1 交通 4)
- ・ 街頭人権啓発活動の実施 (P 6 1 交通 5)
- ・ 市バス車内への人権啓発絵画の展示 (P 6 1 交通 6)
- みんな仲間! 上京文化芸術祭 (P 3 1 上京 4)

【学習機会の提供】

- ・ 人権に関する講演会, 映画鑑賞会及び施設見学会など (各区・支所)
- ・ 世界人権問題研究センター「人権大学講座」(P 8 文市 1 9)
- ・ 「四字熟語人権マンガ」の募集 (P 8 文市 2 4)
- ・ 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催 (P 8 文市 2 5)
- ・ 人権資料展示施設 (ツラッティ千本, 柳原銀行記念資料館) の運営 (P 8 文市 2 7)
- ・ 消防団員を対象とする研修会 (P 5 6 消防 7)
- ・ 常設展示の充実 (P 7 0 教育 3 8)

【自主的な取組の支援】

- ・ 地域団体の人権研修支援（資料提供等）（P 1 各局区等 4）
- ・ 人権啓発サポート制度（P 7 文市 1 6）【再掲】
- ・ 人権啓発活動補助金の交付（P 9 文市 3 0）

イ 企業・団体等への啓発

市民をはじめ多くの人々が働く場である企業や団体等において、人権尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発及び支援を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 人権啓発サポート制度（P 7 文市 1 6，P 1 1 産観 3）【再掲】
- ・ 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け（P 9 文市 3 3）【再掲】
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催（P 9 文市 3 4）【再掲】
- ・ インターネットを活用した情報の発信（P 1 1 産観 1）【再掲】
- ・ 講座の開催（P 1 1 産観 2）【再掲】
- ・ 交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修（P 6 2 交通 1 1）
- ・ 関連企業に対する啓発活動の実施（P 6 3 上下水 3）

ウ 関係機関等との連携

「融合」の視点から市役所内の連携を密にし、人権施策を総合的に進めていくとともに、「共汗」の視点から関係行政機関，研究機関及び市民団体等との協働により施策を推進する。

（令和 2 年度取組事業）

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P 8 文市 2 0）
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P 9 文市 3 1）
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P 9 文市 3 2）
- ・ 地域啓発推進協議会による連携充実（各区）
- ・ 人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）（P 6 6 教育 1 0）

2 相談・救済

主な課題

- ◆ 人権を侵害されている人が、相談をし、必要な場合には、適切な機関による救済が受けられるよう、窓口の一層の周知と相談体制の充実、関係機関によるネットワークの強化を図っていく必要がある。

実施施策

(1) 各種の相談に応えられる体制の充実

多言語による相談など、相談者のニーズに応じた相談体制の充実を図るとともに、複雑化・多様化する相談に対応し、また、相談者の置かれている立場に寄り添った相談が行えるよう、従事職員の資質向上のための研修の充実等に取り組む。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都市民法律相談事業の実施（P 10 文市40）
- ・ 区民ふれあい相談コーナーの開設（各区・支所）
- ・ 市民からの相談電話を通じた情報提供（P 56 消防2）

※ 重要課題に関する取組事業は、「I 各重要課題の取組」に掲載。

(2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

人権問題が複雑化、多様化する中で、相談・救済機関の連携が図れるよう本市の各部局はもとより、京都地方法務局や京都労働局などの関係機関等と相互のネットワークを強化する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都人権啓発行政連絡協議会への参画（P 8 文市20）【再掲】
- ・ 京都人権啓発推進会議への参画（P 9 文市31）【再掲】
- ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画（P 9 文市32）【再掲】

(3) 人権擁護委員活動との連携

啓発・相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに、活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を進める。

(令和2年度取組事業)

- 人権擁護委員による特設人権相談の実施（P 7 文市15）
- ・ 人権擁護委員との連携及び活動の支援（P 8 文市21）

(4) 相談機関等に関する情報の周知

市民が、人権に関する問題が起こった場合に適切な機関等に相談ができるよう十分な周知を進める。

(令和2年度取組事業)

- ・ 「京都市人権相談マップ」の発行（P 7 文市18）

Ⅲ 計画の推進に関する取組

1 推進体制と職員研修

実施施策

(1) 推進体制

京都市人権文化推進計画に基づく人権施策について、全庁的な組織としての「人権文化推進会議」を中心に関係部局間で緊密に連携を取りながら、総合的、効果的に推進する。

(令和2年度取組事業)

- ・ 人権行政の視点からの所属事務事業の点検（P 1 各局区等 7）
- ・ 人権文化推進会議による庁内の連携充実（P 8 文市 2 3）
- ・ 各種会議等による局内連携の充実（P 6 3 上下水 5）

(2) 職員研修

職員の人権尊重意識を徹底し、ひとりひとりが人権の尊重を基礎として行動できるよう、不断に職員研修に努める。また、研修効果が高まるような工夫、より効果的・効率的な研修方法についての研究を進める。

(令和2年度取組事業)

- ・ 人権行政に関する情報等の職員への提供（P 1 各局区等 6, P 6 1 交通局 1, P 6 3 上下水 7, P 6 9 教育 2 6）
- ・ 人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備（P 1 各局区等 8）
- ・ 職員研修の実施・充実（P 1 各局区等 9, P 2 環境 1, 行財, 消防, 交通, 上下水, 教育等）
- ・ パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施（P 5 6 消防 8）
- ・ 障害者福祉講座の実施（P 5 9 消防 3 6）
- ・ 国際文化系研修の実施（P 5 9 消防 3 7）
- ・ 手話講座の実施（P 5 9 消防 3 8）
- ・ 人権研修推進者の養成（P 5 9 消防 4 2）
- ・ 人権研修推進者等による研修内容等の検討（P 5 9 消防 4 3）
- ・ 職場活性化専門委員会（P 6 1 交通 3）
- ・ 庁内誌への啓発標語の掲載（P 6 3 上下水 2）
- ・ お客様対応研修（P 6 3 上下水 1 1）
- ・ 人権啓発映画の貸出し（P 6 9 教育 2 8）
- ・ 教職員の教育研究団体研修への支援（P 7 0 教育 3 3）
- ・ 教育研究資料・教育関係図書の充実（P 7 0 教育 3 4）

2 関係機関、関係団体との連携

人権尊重のまちづくりを進めるため、国、京都府などの行政機関、各種団体などと、それぞれの役割や責任を明確にしつつ、幅広い連携、協力を図る。

(令和2年度取組事業)

- ※ 「Ⅱ 1 教育・啓発 (2) 人権啓発 ウ 関係機関等との連携」及び「Ⅱ 2 相談・救済 (2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実」に取組事業を掲載。

3 進行管理と評価

(1) 進行管理

京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、実施状況の点検を行うとともに、市民に対して本市の人権に関する取組を分かりやすく発信し、進捗状況が伝わるような工夫を行っていく。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都市人権レポートの発行（P 7 文市 1 7）
- ・ インターネットにおける事業計画書の掲載（P 9 文市 3 5）

(2) 評価

外部の視点から施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、専門的な見地及び市民の立場から実施事業の評価をしていただき、施策に反映させる。

(令和2年度取組事業)

- ・ 京都市人権文化推進懇話会の運営（P 8 文市 2 2）